

(別紙)

厚生労働省の業務改善事例 (平成22年6月第4週までの報告分)

○改善事例1

脳・心臓疾患、精神障害等の労災補償状況の公表に際しての、業種・職種の分類の細分化

【改善点】

脳・心臓疾患（「過労死」等事案）や精神障害等に関する労災補償の状況については、毎年、その請求件数や支給決定件数等を取りまとめ、公表しています。

今回、平成21年度の労災補償状況の公表に際し、業種及び職種については従来の大分類（11業種、8職種）だけでなく、より細分化した中分類の上位15業種・職種についても公表するなど、公表項目を追加しました。

今後とも、労災補償の実態の的確な把握と公表に努めてまいります。

(参考) 平成21年度における脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000006kgm.html>

(照会先)

労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室

職業病認定業務第二係 (内線 5571)

○改善事例 2

医療広告に関する具体例とその解釈、違反が疑われる事例に関する情報共有等

【改善点】

医療広告について、都道府県による相談・指導が効果的かつ適切に行われるよう、厚生労働省及び都道府県等の担当者による会議を開催し、具体例とその解釈や違反が疑われる事例などについて、情報共有及び意見交換を行いました。（会議の開催に当たっては、都道府県担当者の負担軽減と、近隣都道府県との連携を深めていただく観点から、全国7ブロックに厚生労働省担当者が訪問する形で行いました。）

具体的には、

- ・ 医療法に違反していると思われる広告の把握について、自治体による調査だけではなく、地元の医師会等から情報提供などを受けつつ、指導を行っている。
- ・ 違反広告を減らすために、定期的に地元のマスコミ等に違反広告に関する注意喚起を行っている。

といった事例等について、各担当者間で情報共有されました。

また、厚生労働省に「医療法に反する違反広告が氾濫しており、取締りを強化すべき」との「国民の皆様の声」をいただいていることから、今後もより一層の取組を行っていただくようお願いいたしました。

（照会先）

医政局総務課企画法令係（内線 2518）

○改善事例 3

雇用関連助成金パンフレットの概要版の作成

【改善点】

厚生労働省では、所管する雇用関連各種助成金の内容、支給要件や手続き等について説明したパンフレット「雇用の安定のために」を作成し、助成金制度の周知やご説明に利用してきました。

しかしながら、これまでの「雇用の安定のために」は実務者向けに作成されたものであり、必ずしも助成金制度に詳しくない方々にとって分かりやすいものではなかったため、今年度より、助成内容や受給手続き等を簡潔に整理した「雇用の安定のために（概要版）」を新たに作成しました。作成に当たっては、表現をなるべく簡便にし、図表を用いる等、初心者の方でもわかりやすいよう工夫しております。

(※) 「雇用の安定のために（概要版）」は、お近くの労働局又はハローワークで配布しているほか、以下のURLからも入手できます。

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/koyouantei_gaiyo.html

(照会先)

職業安定局雇用開発課企画係（内線 5787）

○改善事例 4

一般用医薬品販売制度定着状況調査結果のホームページへの掲載

【改善点】

平成 21 年 6 月 1 日から施行された改正薬事法が、実際の医薬品の販売現場でどの程度定着しているかを確認するため、一般消費者の立場としての調査員が、全国 3, 991 件の薬局や店舗販売業の店舗を訪問する等により調査を行っていましたが、今般、その結果を取りまとめ、厚生労働省ホームページに掲載しました。

(平成 21 年度一般用医薬品販売制度定着状況調査結果報告書。6 月 18 日掲載)

同調査の結果から、

- ・ 従事者全員が名札をつけていなかった薬局等が 28.1%
 - ・ 第 1 類医薬品の購入前に、
 - 文書を用いた詳細な説明があった薬局等が 50.5%
 - 文書を渡されたが詳細な説明がなかった薬局等が 7.1%
 - 口頭のみでの説明だった薬局等が 22.5%
 - 説明自体がなかった薬局等が 19.8%
 - ・ 第 1 類医薬品の取扱がある薬局等のうち、第 1 類医薬品を含むリスク分類別の陳列が不明瞭だった薬局等が 10.8%
- といった実態が明らかになりました。

今回の調査結果については、各都道府県等に情報提供し、薬事監視等に活用する予定としています。

(参考) 平成 21 年度一般用医薬品販売制度定着状況調査結果報告書

http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/pdf/hanbai_h21.pdf

(照会先)

医薬食品局総務課 (内線 4212)

○今週の現場訪問・意見交換 1
先進医療の実施状況等の把握

【概要】

先進医療の実施状況等を把握することを目的に、保険局職員が京都大学附属病院（探索医療センター、積貞棟（患者アメニティを重視した高度先進的入院施設））、iPS細胞研究所を訪問するとともに、職員との意見交換を行いました。

意見交換においては、

- ・ 先進的な臨床研究の推進においては、サポートスタッフの確保が重要。
（京都大学探索医療センターでは専従医師7名の体制で支援）
- ・ 先進的医療提供においては高度な医療技術の提供とともに、患者アメニティの確保も重要な視点。（京都大学附属病院積貞棟では急速冷却保存食の提供により、高度な衛生管理とメニューの幅の拡大を両立）
- ・ ユニークで革新的なアイデアは普段の何気ないコミュニケーションや交流の中から生まれる。そのような環境構築や雰囲気醸成が重要。
（京都大学 iPS 細胞研究所では先端研究施設としては異例の研究室横断的な開放型実験室を採用し、人的交流と高額施設共同利用を促進）

といった指摘をいただきました。

（照会先）

保険局医療課企画法令第1係（内線 3288）

○今週の現場訪問・意見交換 2

中央労働委員会における「審問」の現場訪問

【概要】

不当労働行為事件の審査の実情を把握し、今後の労使関係施策の参考とするため、職員が中央労働委員会における「審問」（※）の現場を訪問しました。（6月17日）

※ 「審問」とは、不当労働行為事件の審査において、当事者や証人の陳述、証拠調べ等を行うものです。（公開）

審問廷では、

- ・ 労側及び使側の証人計3名に対し、主尋問・反対尋問が行われ、採用や業務委託をめぐる実際の労使紛争を目の当たりにすることができました。
- ・ 証人は、主尋問では自らの代理人の質問に答え、反対尋問では相手方の代理人の質問に答える形で進められていました。
- ・ 特に、事実関係の証拠となる発言や資料の日付・内容について、双方の代理人からより詳細な確認がされていました。
- ・ また、審問見学を通じて、中労委が双方の主張・立証を慎重に精査し、不当労働行為事件の再審査を進める様子が確認できました。

今後も、他の職員による現場訪問を行うなど、現場の実態把握に努めてまいります。

（照会先）

政策統括官付労政担当参事官室企画係（内線 7995）

（注）この資料は、厚生労働省内の各部局において実施した業務改善事例や実態把握のための取組の中から、主なものを抜粋し、取りまとめたものです。